

2009（平成21）年2月2日

〒140-8658

東京都品川区東品川2丁目2番8号 スフィアタワー天王洲

株式会社 ジャルツアーズ

代表取締役社長 須藤 元 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201 FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔本件に関するお問い合わせ先〕

間瀬・鈴木法律事務所

弁護士 鈴木 尉久

TEL：078-351-1669

FAX：078-351-1667

消費者契約法41条1項に基づく請求書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者被害防止・救済のため、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れ、差止請求訴訟を行う

ことを主な活動内容とする消費者団体で、2008年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（その他、組織概要についてはホームページをご参照ください。）。

すでに、2008年（平成20年）5月28日付申入書および同年7月17日付再度の申入書でも申し入れておりますとおり、当法人は、企画旅行契約解除の場合におけるJAL利用クーポンの不返還について、貴社が消費者契約法に反し不当と思われる取扱いをしていると判断いたしました。

ところが、貴社は、当法人の申入れ以降も、上記の取扱いをあらためることはできない旨、回答しています。したがって、当法人としましては、貴社に対し、下記のとおり、消費者契約法41条1項の請求として本請求書を送付いたします。なお、本書面が到達したときから1週間が経過した後には、貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することができますことをご留意ください。

記

第1 請求の要旨

- 1 貴社は、消費者との間で、下記契約条項目録記載の各契約条項を含む契約の締結をしてはならないこと。
- 2 貴社は、貴社の運営するウェブ・サイト内のウェブページから下記契約条項目録記載の各契約条項を削除すること。
- 3 貴社は、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金の支払のために消費者から貴社に引き渡された株式会社日本航空インターナショナル発行にかかる「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」などの企業ポイントの返還を制限する契約条項を含む企画旅行契約の締結をしてはならないこと。
- 4 貴社は、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金の支払のために消費者から貴社に引き渡された株式会社日本航空インターナシ

ナル発行にかかる「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」などの企業ポイントの返還を制限する契約条項を貴社の運営するウェブ・サイト内のウェブページに表示してはならないこと。

を求めます。

(契約条項目録)

- 1 JMB特典での決済は、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しできません。
- 2 JMB特典でお支払いいただいた旅行代金等は、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払戻しできません。
- 3 「JAL eトラベルプラザ」にてJAL利用クーポン（紙）を受領したのちは、速やかに決済処理を行います。その為、決済後の返却はお受けできません。また、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しできません。

第2 紛争の要点

貴社は、第一種旅行業者として、ウェブページを開設し、標準旅行業約款と同一の約款を自社約款として使用し、全国の消費者との間で、業として募集型企画旅行契約の締結をしています。

ところで、貴社は、消費者から「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」を募集型企画旅行契約の代金支払のために受け取った後に、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・第16条第1項所定の解除権を消費者が行使した場合、「決済後の取り消し、コース及び日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払い戻しできません。」等の契約条項に基づき、解除権を行使した消費者に「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」を一切返還していません。

このような取扱いは、募集型企画旅行契約の任意解除権行使の効果としての原状回復を制限するものとして消費者契約法第10条に反するとともに、解除に伴い生じる平均的な損害の額を超える額面の「JALIC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」を没収するものとして消費者契約法第9条第1号に反します。

よって、当団体は、本書をもって、請求の要旨のとおり、不当な契約条項を内容とする契約の締結の差止等を請求します。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

神戸地方裁判所

以 上